

大阪女兒焼死

母親らに再審無罪

地裁 自白 証拠能力なし

大阪府で1995年に起きた小6女兒焼死を巡る再審で、大阪地裁(西野吾一裁



青木恵子さん



朴龍皓さん

判長)は10日、殺人罪などで無期懲役が確定していた母親青木恵子さん(52)と元同居相手の朴龍皓さん(50)に「捜査段階の自白に証拠能力は認められず、自然発火だった可能性がある」として無罪判決を言い渡した。

(33面に関連記事)

大阪地検は上訴権を放棄し、逮捕から21年を経て無罪が確定した。最高裁によると、再審の判断枠組みを

示した75年の「白鳥決定」以降、死刑か無期懲役となつた事件の再審無罪は10例目。青木さんは今後、国家賠償請求訴訟を起こす方針で、朴さんは検討中という。

西野裁判長は判決理由で「逮捕当初から恐怖心を抱かせたり、過度の精神的圧迫を加えたりして、2人が虚偽自白をせざるを得ない状況に陥つた疑いがある」と取り調べの問題点に言及

クリック

大阪・小6女兒死亡火災 1995年7月22日夕、大阪市東住吉区の青木恵子さん(52)宅で火災が起き、小学6年生だった長女(当時11)が焼死した。大阪府警は保険金目的で放火、殺害したとして殺人容疑などで同年9月、青木さんとい

同居相手の朴龍皓さん(50)を逮捕。2人は公判で無罪を主張したが、無期懲役の判決が2006年に最高裁で確定した。大阪地裁は12年、火災の再現実験結果などを基に2人の再審開始を決定。昨年10月に大阪高裁も支持し、服役中の2人が約20年ぶりに釈放された。

した。

確定判決の有罪の根拠だった「(2人の自宅車庫に)ガソリン約7・3リットルをま

た冤罪の原因には触れず、言い渡し後の謝罪などはなかった。

き、ライターで火を付けた」などの朴さんの自白は「秘密の暴露といえる内容はなく、捜査機関が推測できる範囲にとどまる」と述べた。

閉廷後、青木さんは「真つ白な無罪をもらえた。素晴らしい判決だ」と評価。朴さんは「感無量です。心が晴れ晴れとしました」と述べた。

いずれの判決でも、弁護側が言及するよう求めている

検察側は再審公判で有罪の主張、立証をしなかった

が、無罪判決までは求めていなかった。大阪地検の田辺泰弘次席検事は「2人が長年にわたって服役し、無罪判決に至つたのは遺憾だ。判決で指摘された点は今後の捜査、公判に生かしていく」と話した。

昨年10月の大阪高裁決定は弁護側や検察側が実施した火災の再現実験結果など

から、車の給油口からガソリンが漏れ、風呂釜の種火で自然発火した可能性を指摘。2012年の大阪地裁決定に続き再審開始を認め、刑の執行も停止し、2人は95年9月の逮捕から約20年後に釈放された。